

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 こども家庭センター

許認可等の内容		母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業に係る対象講座指定
根拠法令等及び条項		栃木市母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第8条
標準 処理 期間	根拠条項	栃木市母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第7条第1項
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 2年 3月17日最終変更
	標準処理期間	速やかに
審査 基準	根拠条項	栃木市母子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱第2条、第3条、第5条及び第7条第1項
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 2年 3月17日最終変更
	【 基 準 】 ○栃木市母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱 (対象者) 第2条 給付金の支給対象者は、母子家庭の母又は父子家庭の父であって次に掲げる要件を満たすものとする。 (1) 市内に住所を有すること。 (2) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。 (3) 就業経験、技能、資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して、講座を受講させることが適職に就くために必要であると認められること。 (4) 過去に給付金の支給を受けていないこと。 (対象講座) 第3条 事業の対象講座は、次に掲げるものとする。 (1) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「一般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座 (2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「特定一般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座 (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「専門実践教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座 (4) その他前3号に準じる講座で、市長が指定するもの (事前相談) 第5条 給付金の支給を受けようとする者は、受講しようとする講座及び受講後の就業	

等について、あらかじめ栃木市福祉事務所に相談をするものとする。

2 市長は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第2項の職務を行うために設置した母子・父子自立支援員をして給付金の支給を受けようとする者に対し事前相談に応じるとともに、受給要件について把握するものとする。

3 母子・父子自立支援員は、事前相談において、講座の内容、希望職種及び受講後の就業の展望等に関し聴取し、その家庭の自立が効果的に図られるよう助言及び指導を行うものとする。

4 市長は、給付金の支給を受けようとする者が、就業経験が乏しいときその他特に支援が必要と認めるときは、事前相談の段階から母子・父子自立支援プログラム等の支援計画を策定し、その自立が効果的に図られるよう支援するものとする。

(対象講座指定の審査)

第7条 市長は、対象講座指定申請書を受理した場合は、受給要件及び講座受講の必要性等の審査を行い、適当と認めたときは、速やかに指定するものとする。

2 以下略